時事新報

税源なきにあらず

文明の國事甚だ多端にして政費の要漸く增加するの今日に當り税源を求めて之を得ずとは政府の當局者に於て常に憂る所にして我輩も亦竊に其憂を共にする者なり抑も國民に税を課するの法は古今經世家の議論種々樣々にして最も喧しきものなれども詰り天下の人心に戻らずして不平の少なきものを良しとするのみ例へば地租の如き數千年來年貢上納の事は我農家の習慣を成して其心に浸込みたるが故に道理は如何に拘らず今日に於ても地租と云へば民間は苦情甚だ少し之に反して酒煙草菓子等の税は道理に於て最も適當なるものなれども往々苦情を鳴らす者多くして時として脱税を企る者さへなるは此新税法は習慣未だ成らざるに由て然るものあらん左れば今日新に税法を設るは悉皆新税にして人心に戻る可きに似たれども我輩の宿論を以てすれば一種屈强の税源なきにあらず即ち天下の男子に課するに兵役税を以てするの法是れなり方今我國の兵制も全國兵の法にして苟も日本國に生れたる男子は一人も殘らず兵役に服す可き筈なれども今日の有樣にては陸軍の常備に兵を要するまと少なきが故に徴兵適齡の男子の中、實役に取らるゝ人員は十分の一にも足らず他の九分餘は皆幸にして免かるゝ者なり、免かるゝ者は喜ぶ可けれども其喜ぶやどに免かれざる者は憂は大なり故に今この喜憂と平均して全國の男子一般に護國の義務と負はしめんとするには金を以て兵役に代るの法こそ願はしけれ即ち我輩が兵役税の語を作りたる由緣にして其主眼は日本の男子は生れたるときより兵役の義務免かる可らざる者なれば苟も不具癈疾白痴瘋癲にあらざるより以上は身を以て實役に服する歟金を以て役に代る歟兩樣の中必ず其一方の義務を負擔せしめんとするの趣意あり

以上は唯事の公平を主として立言したることなれども眼を轉して國庫經濟の點より之を見れば新に屈强の税源を開きたるものと云はざるを得ず明治十七年の統計を見るに全國丁壯は總員二十九萬八千六百八十五人とあり此内より現役者一萬五千八百九十八人と除役に屬する者八千百二十九人を引き殘て二十七萬四千六百五十八人の數あり即ち此數は我常備兵に不用の男子なれども護國の義務は免かる可らざる者なるが故に其義務の代價即ち兵役税として毎一人に十圓を課すれば二百七十四萬六千五百八十圓、十五圓なれば四百十一萬九千八百七十圓を得べし且この税は人民に課して公平の主義を失はざるものなれば課せらるゝ者も不平を鳴らすに口實なきのみか所謂徴兵逃れに心配する者さへ多き世の中に悦んで金を出す可きや明なり或は此税法の行はるゝと同時に兵役税請合會社とて生命保險會社類似のものを起し男兒の生れたる其年より毎年些少の金を積んで滿二十歳の時に十圓か十五圓の金を請取るなどの仕組もある可し兎に角に兵役税は人情の路筋より流きて來るものなれば收入の圓滑なるは又疑を容る可らざるなり此事に就き我輩は明治十六年中既に立言して讀者の高評を乞ふたることあり今同年四月七日發兌時事新報の一節を拔て之を左に記す但し當時は調査不十分にして本論と數字を異にする所もあれば讀者その數の如何を問はずして唯論旨の所在を會得せられなば幸甚のみ

右ノ主義ヲ採用シテ公平ヲ重シ其實施ノ法ヲ案ズルニ一[illegible]明治十三年人口ノ調ニ全國ノ男子二十年以上五十年未滿ノ者七百五十八萬五千百三十八名トアリ之ヲ三十分シテ其割合ハ少者ノ方多カル可キガ故ニ滿二十年ノ者ハ大數二十六萬ト假定シ此内十分ノ一即チ二萬六千ハ白痴瘋癲不具癈疾ノモノトシテ殘二十三萬四千ノ數アリ又此内ヨリ現役ニ服スルモノヲ三萬三千トスレバ(常備凡ソ十萬ノ豫算)殘ノ大數二十萬アリ即チ服役セズシテ兵役税ヲ拂フ可キ者ノ數ナリ二十年ノ者二十萬ナレバ二十一年二十二年ノ者モ各二十萬ニシテ合計六十萬ノ免役者ヲシテ兵役税ヲ納メシムルコト各金五圓ト定ルトキハ毎年三百萬圓ノ金ヲ得ベシ此金ヲ以テ現役者三萬三千ノ毎年除隊スル者ニ給與スレバ一名ニ付凡ソ百圓ノ割合ナル可シ即チ兵士ハ三年ノ苦役ニ百圓ノ金ヲ携ヘテ故鄕ニ歸ルガ故ニ自カラ又生計ノ緒ニ就クヲ得ベシ顧テ免役者ノ有樣ヲ見レバ三箇年ノ間ニ十五圓ヲ拂フノミニシテ苟モ家產アル者ニハ苛重ノ責ニ非ズ假令ヒ苛重ナリト云フモ恰モ他人ノ快樂ト生命トヲ買フテ自カラ免カルヽモノナレバ毫モ不平ノ訴フ可キモノナシ或ハ貧家ノ戸主子弟ノ如キ之ニ堪ヘズト云フ者モアランナレドモ現役ニ服スルモ家ニ勞スルモ區別アル可ラズ如何ナル男子ニテモ不具癈疾ニ非ズシテ二十年ヨリ二十二年ノ間ニ强健ノ身體ヲ以テ自カラ勞スル歟又ハ他人ニ雇ハレテモ一年ニ五圓ノ金ヲ得ルハ至難ノ事ニ非ズ、身自カラ徴兵ノ現役ニ服スルノ覺悟ヲ以テ勞役ス可キハ無論ノコトニシテ同國同胞ノ義務ニ於テ免カルヽノ路アル可ラザルナリ

官報

各官廳

○内閣訓令

勅令第十號ヲ以テ位階奉宣ノ事ハ宮内大臣ニ委セラレタル處華族及宮内官吏ノ敍位ヲ除ク外ハ從前ノ如ク内閣總理大臣ヲ經テ上奏スヘシ内閣總理大臣奏聞裁可ヲ經タル後之ヲ宮内大臣ニ移シ宮内大臣之ヲ奉宣ス

明治二十年五月九日　内閣總理大臣伯爵伊藤博文

○軍艦發着　天龍艦は北海回航の爲め去る六日横須賀拔錨、鳳翔艦は去る二日館山拔錨去る三日横須賀に投錨せり○米國軍艦オマハ號及ペロス號の二艘は去る三日夜長崎より神戸に着せり

○外國遊歷人員の選擧　淸國政府は北京官衙に出仕する各司官中より人選して諸外國に遊歷せしむることは本年三月三十日の本欄に登載せしが近頃總理衙門なる曾紀澤侯は今回選擧すべき人員の外に尙ほ遺才あらんことを懸念し北京に客留する候補官及候試の秀才中より試驗の上遊歷人員に採用すべき旨を切論し奏聞に及びしが愈々聞屆けられ右人員は本人の同鄕なる六品以上の官員の保證するものあれば直に試驗する由なり

(以上本年五月九日官報)

雜報

○東京學士會院の講談　昨日午後一時より開會したる同會院講談の大要を記せんに中村正直氏漢學不可廢論と題し元來眞理と妄想とは相兩立せざるものなれども亦常に相混合することも多きものにして喩へば黃金の砂金に於けるが如し去れば眞理と唱ふるものゝ中にも妄想あるべく妄想と唱ふるものゝ中にも眞理の存するなるべしと勿論なるべし故に妄想と排除せんとするはよしと雖も之が爲め其内部の眞理をも併せて放擲するに至らば是と玉石を辨ぜざるものにして歎ずべきの限りなりとす然るに古來學術と以て眞理とあし敎法と以て妄想とするもの多く爲に理敎相敵視して今猶一致する能はず蓋し近世學理大に開けたりと雖も未だ以て完全極度に達せりと云ふ可らず豈一の妄想なきを保し得可んや敎法と古今萬國其跡を見ざるなし豈絶大の眞理を含まずとせんや既に各其眞理ありとせば他年一日互に相和するや必せり學理素より講ずべし敎法決して棄つ可らず況や敎法は世道人心を左右するものにして學術の與る所は人間生活の枝葉に過ぎず之を喩へば敎法は日月の如く學理は草木の如く敎法は眼目の如く學理は手足の如し敎法の眞理を先にせざる可らざると明かなり然るに今宗敎の第一なる耶蘇敎を見れば其根據とする所と天帝の存在にして至正至大復た爭ふ可らず其の世道人心を益せるは言ふを俟たざる所にして泰西の文明實に之に因ると云ふて可なり今翻て支那を顧み孔子の敎を考ふるに曰く天命曰く天道等其心未だ曾て天を忘れず老莊も亦同じく天を說かざるとなし是れ道德の大本を天に取りたるものにして東西一轍其耶蘇敎と暗合する所實に多し西敎儒道素より妄想なきにあらざれども既に斯る絶大の眞理ある以上は之を廢せんとは豈に夫れ可ならんや故に予は孔子の敎法的に屬せる所を棄る能はざるなり支那は古へを尊び今を賤しむると甚しきが故に漢儒たるものゝ皆太古に泥みて進むを知らず徒らに忠孝仁義の末に走りて格物致知の學恰んど地を掃ふが如し蓋し習ふて察せざるものゝ漢儒は弊たるいふに及ばず然れども彼の絶大の眞理を擴張して積年の弊風を一洗せば爲に世道人心に鴻益を與へんと予れ固く信じて疑はざる所なり殊に孔、莊、思、孟の道によりて其心を磨きたる者は其根底甚だ堅きを得るの利あり予が大學に於て敎授せるものゝ中にも漢學の下地多きて專ら英學を修業したる者は其成業も亦隨て偉大なり之に反し予曾て塾生をして一時漢學を廢止せしめたるに英學乃ち止むる能く其難を踏破せしものあらざりき是れ必竟漢學は根據を與へざりしに由るものにして予今に至て深く之を悔ゆ悔ひて後愛に世間學者の一考に附せんと欲するもの也云々次ぎに細川潤次郎氏(剛柔說)の大意は剛柔の事は古人と雖ども其說く所區々にして或は剛を主とするもの或は柔を主とするもの又或は其中庸に從はんといふもれあり孔子は絶代の聖人なれども同じく其云ふ所一定せずして吾輩は爲ふ甚だ惑ふあり要するに孔門の道は剛を主として老子の道は柔と貴ぶものと云ふべし蓋し中道の宜しきに從ふは最も然るべしと雖ども是れ殆んど云ふべくして行ひ難きことなれば吾輩も亦同しく剛柔二者に付て其一を擇ばざる可からず而して吾輩は寧ろ老子の柔道を取る者なり抑も日本人固有の性質たるや鋭敏果決にして之と粗暴といふも不可なきが如し是れ蓋し封建の餘習猶未だ滅せざるものなるべしと雖ども國運の變遷と共に人心も亦一變せざる可らざるは數の止むを得ざる所なれば今の時勢に處せんと欲せば勉めて粗剛殺風景の態を去り寛優圓滑柔道を守らんこと尤も肝要なるべし是れ獨り日常人事の上のみならず國と國との交際に於ても主として穩和を是れ圖るべく干戈に依て國脈を維持せんとするが如きことある可らず云々

○相馬家勸解事件　相馬家の舊臣井戸川忠氏は主家相馬家は家扶退職の事に付き同家の親戚柳澤氏外七名を相手取り先頃勸解廷に出訴して不調となりし後直ちに本訴の用意を爲せし程なりしが今回淺野長勳氏が同家の後見人となりたるに付き舊臣總代小野田知義氏外四名より本訴は最早思ひ止まり我々と共に淺野氏に面會せし上充分其意見を述べ一切同氏に依托して主家の處分方を賴む事にしては如何との相談に及びたる處同氏も之に同意して出訴の事は思ひ止まりたる由に聞く

○寺嶋正節氏の公判中止　同氏は嚮て爆發物取締規則に違犯せし廉を以て大坂輕罪裁判所撿事より公訴せられたりしも疾病の爲め入院治療中に付公判開廷に至らざりしが近日少々快癒に赴きしを以て去る四日同裁判所に呼出し係官前同樣にて先づ撿察官は被告の罪狀を陳述し夫より互に辨論の場合となりしが同氏は未だ病症全癒せしに非されば身體非常に衰弱して迚も判官と應問の出來べき模樣もなきより遂に此日の公判は中止となり直ちに閉廷したる由此後の公判は何れ來る十五日より同控訴院に於て開廷の積なる大井憲太郎氏以下六十三名の公判濟の上ならでは多分開廷に相成るまじといふ

○三田の水道　麻布仙臺坂より三田へ通ずる水道は昨年來東京府廳幷に芝區役所の計畫にて蜂須賀松方[illegible]邸仁禮其他沿道の有志より寄附金のありたる事は當時時事新報紙上に記せしが今聞く所によれば最初は水道の水に所望なけれども其計畫は其の爲め頗ぶる美事なればとて過般伯の留守中に執事より金五十圓を寄附なし赤羽根海軍兵器局よりも金三十圓を義捐して非常の備へ…
分は最早整ひたる…
圖へ注文ありしも…
頃よりはいよいよ…
二派に分れ一は三…
田一丁目に出で一は…
澤邸、福澤邸より松…
て三嶋邸に入る筈…
は分水の義を區役…
く有志の寄附金に…
如何を聞き合せたる…
數に應じて既に外…
り又々分水を申出…
たることもあれば何…
ゐ聞く

○各地新茶の摘初　は神奈川縣多摩郡…
れ中旬頃にして武州…
發芽を害せし爲めに…
りと又和歌山縣は昨…
縣は去月下旬頃より…
と云ふ

○消防組の地圖め…
ると以て今度同廳…
新築する筈にて右の…
と右に付府下各方面…
ヤリにて勇ましく…

○蠶絲業中央部…
る各國諸港の領事…

○製造所設置の計畫…
義氏が嘗て製造し…
シユは近來頻りに…
販路を擴張し海外に…
地方へ設立の見込…

○獨逸の近報　四日…
國が新に結びたる…
お使節を命ぜられた…
マーク公の男)が伊…
會せしお伊國内閣は…
スピー伯はビスマー…
著しも伊佛二國が同…
る者あらむ其人は…
云々と述べたる由○…
ソトン氏(アルサス…
り)は家族を率ゐて…
云へり○佛國の各新…
壯者が獨逸政府に抑…
と論辯すきも右は…
加へたるが爲めにて…
ルサス、ローレイン…
配下人民の歡心を…
覊せざる限りは決し…
合論あらんといふ

○綿の需用及び販路…
紡所の持主が近頃全…
算と立てたるに世界…
ち二百二十五萬噸に…
一人にて綿を需用す…
供需の英國の人が…
ゆるとして其使用高…
三千萬バールは綿を…

昨晩近火之節ハ直ナニ御出張被下候處混雜之際尊名伺洩シノ分有之ニ付乍略儀紙上ヲ以テ御禮奉申上候
神田區美土代町四丁目五番地
丸屋四郎

今曉近火ノ節ハ早速御見舞被下難有奉鳴謝候取込之際自然尊名伺洩モ可有之候間乍略儀新紙上ニテ御禮申上候
神田區淡路町二丁目一番地
大岡育造

昨曉類燒之節ハ早速御見舞ニ預リ難有奉存候混雜之際…

地所建物入札拂
麴町區五番町十八番地地坪千七百坪餘建物百八十坪餘總瓦葺木造大小七棟木石共有形ノ儘來二十日午前九時入札ヲ以賣拂候間同所ヘ就キ物件御見分入札心得書御熟覽之上入札有之度候
但同日午后二時開札ノ口…

本朝近火ノ節ハ早…
不少ニ付乍略儀此…
五月九日
新聞雜誌　大…